

○別府市営実相寺多目的グラウンド管理に関する規則

令和 3 年 3 月 3 1 日

規則第 6 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年別府市条例第 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定に基づき、別府市営実相寺多目的グラウンド（以下「多目的グラウンド」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(施設区分)

第 2 条 多目的グラウンドは、次に掲げる施設に区分する。

- (1) 天然芝グラウンド
- (2) 駐車場

(利用制限)

第 3 条 条例第 5 条の規定により次に掲げる事項を守らない者は、入場を拒み、又は退場させることができる。

- (1) 競技ルールに違反する粗野又は乱暴な言動をしないこと。
- (2) ゴム底の運動靴、サッカーシューズ又はラグビーシューズ以外のグラウンドの芝生を傷めるおそれのある靴等を着用しないこと。
- (3) 使用時間内に係員等が行う芝生の養生その他のグラウンドの整備作業に協調すること。
- (4) 係員が指定した箇所以外で喫煙その他火気の使用をしないこと。
- (5) 利用した設備の整理整頓をすること。
- (6) その他多目的グラウンドの使用の許可に当たって付した条件を遵守すること。

(使用の申請及び許可)

第 4 条 多目的グラウンドの天然芝部分又は照明設備を使用しようとする者は、実相寺多目的グラウンド使用申請書（様式第 1 号）をその使用しようとする日の 1 か月前から 3 日前までの間に市長に提出しなければならない。ただし、第 6 条各号に掲げる公式戦等については、その計画表

等を添えた文書をもって申請書に代えることができる。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その適否を決定し、使用を許可したときは、実相寺多目的グラウンド使用許可書（様式第2号）を交付する。

3 第1項に規定する期限経過後に同項に規定する申請があった場合は、市長は、多目的グラウンドの使用に支障がない限り前項の規定に準じて許可することができる。

（使用回数の制限）

第5条 条例第8条の規定により使用者が1か月（月の初日から月末までの期間をいう。）に使用できる回数は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める回数以下とする。ただし、他の使用者の対抗試合等により競技しようとする場合は、この限りでない。

(1) 土曜日、日曜日又は祝日 1回

(2) 平日 5回

2 前項の規定は、次条各号に掲げる公式戦等には適用しない。

（使用優先の特例）

第6条 サッカー競技、ラグビー競技、グラウンド・ゴルフ競技等の振興のため、次に掲げる公式戦等においては、市長は多目的グラウンドの使用を優先して許可することができる。

(1) 中学校体育連盟若しくは高等学校体育連盟又は別府市体育協会若しくはこれに加盟する各種目連盟が主共催する公式戦

(2) 別府市（以下「市」という。）又は別府市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催する行事

(3) その他市長が特に必要と認めるもの

（使用料の徴収）

第7条 条例第10条第1項の使用料（以下「使用料」という。）は、第4条第2項の規定による許可の場合は、当該許可後、同条第1項に規定する期限までに徴収し、同条第3項の規定による許可の場合は、当該許可の際に徴収する。

(使用料の減免)

第8条 別府市使用料の徴収に関する条例（昭和39年別府市条例第19号。以下「使用料条例」という。）第8条第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、実相寺多目的グラウンド使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市又は委員会が主催する競技会その他の行事に使用する場合は、使用料を免除する。
- (2) 別府市立学校主催の競技会（対抗チームが別府市立学校以外の場合を除く。）に使用する場合は、使用料を免除する。
- (3) 市長が認定する社会体育団体又は委員会が認定する社会教育関係団体の主催する競技会で市長が特に認めた公式戦等の場合は、使用料の50パーセントを減額することができる。
- (4) 市又は委員会が共催する競技会に使用する場合は、使用料の50パーセントを減額することができる。
- (5) その他市長が公益上特に必要があると認める場合は、前各号の規定に準じて使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 使用料条例第7条の規定により既納の使用料を100パーセント還付することができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 市長において必要を生じたため使用を取り消したとき。
- (2) 使用者の責任によらない天災地変等の理由により使用することができないとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、実相寺多目的グラウンド使用料還付申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 条例第15条第1項の規定により多目的グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合の使用の許可に関する手続については、第4条及び第6条の規定にかかわらず、指定管理者が市長の承認を受けて別に

定めるところによる。

（委任）

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、多目的グラウンドの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

実相寺多目的グラウンド使用申請書

				年 月 日	
別府市長				あて	
				住 所 氏 名 又 は 名 称 及 び 代表者氏名 電 話	
申請者					
次のとおり使用したいので申請します。					
1	使用者(団体)名 (責任者氏名)				
2	使用日時				
3	使用日区分 ☐ 平日 ☐ 土曜日・日曜日・祝日				
4	使用目的				
5	使用施設				
6	照明施設				
7	使用者の区分 ☐ 一般 ☐ 高校生 ☐ 小学生・中学生				
8	使用目的の区分 ☐ サッカー ☐ ラグビー ☐ グラウンド・ゴルフ ☐ その他 ()				
9	入場料徴収の有無 ☐ ない ☐ ある(最高入場料 税込み1人 円)				
10	使用料 円				
11	その他				
上記申請について次のとおり決定したい。				起案 ・ ・	
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁 ・ ・	
				施行 ・ ・	
決 定 区 分				☐ 許可する ☐ 許可しない	
許可の条件					

様式第2号(第4条関係)

実相寺多目的グラウンド使用許可書

第 号

1 使用 者	住 所
	氏名又は名称 及び代表者氏名
2 使用 日 時	
3 使用 日 区 分	☐ 平日 ☐ 土曜日・日曜日・祝日
4 使用 目 的	
5 使用 施 設	
6 照 明 設 備	
7 使用 者 の 区 分	☐ 一般 ☐ 高校生 ☐ 小学生・中学生
8 使用 目的 の 区 分	☐ サッカー ☐ ラグビー ☐ グラウンド・ゴルフ ☐ その他 ()
9 入場料徴収の区分	☐ ない ☐ ある (最高入場料 税込み1人 円)
10 使 用 料	円
11 条 件	
上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 別府市長 印	

様式第3号(第8条関係)

実相寺多目的グラウンド使用料減免申請書

別府市長		あて		年 月 日	
		住 所			
		氏名又は 名称及び 代表者氏名			
		申請者		電 話	
次のとおり申請します。					
1	使用者(団体)名 (責任者氏名)				
2	使 用 日 時				
3	使 用 目 的				
4	使 用 施 設				
5	照 明 施 設				
6	申 請 区 分	☐ 減額 ☐ 免除			
7	申 請 理 由				
上記申請について次のとおり決定したい。				起 案	・ ・
部 長	課 長	係 長	担 当	決 裁	・ ・
				施 行	・ ・
1	決 定 区 分	☐ 減免する ☐ 減免しない			
2	決 定 理 由	規則第 条 第 項 第 号に該当			
3	減 免 事 項	規 定 使 用 料 円	減 免 す る 額 円	減 免 率 %	減免後の使用料 円
4	備 考				

様式第4号(第9条関係)

実相寺多目的グラウンド使用料還付申請書

				年 月 日	
別府市長		あて			
		申請者		住所 氏名又は 名称及び 代表者氏名 電 話	
次のとおり申請します。					
1 使用者(団体)名 (責任者氏名)					
2 使用施設					
3 照明設備					
4 使用目的					
5 許可年月日					
6 使用料納付年月日 及び納付額					
7 使用を取り止め ようとする理由					
上記申請について次のとおり決定した い。				起案	・ ・
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁	・ ・
				施行	・ ・
決 定 区 分				☐ 還付する ☐ 還付しない	
				還付率 %	
				還付金額	
				円	
備 考					

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）